

議案第 4 1 号

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成 2 4 年前橋市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の 1 戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第 1 の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 共用部分の床面積の合計が別表第 2 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

第 2 条第 1 項第 3 号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅の部分」に改め、同号ウ中「及び建築物」を「以外の部分」に改め、「3 万 3, 0 0 0 円に、」及び「を加えた額」を削り、同項第 4 号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸の低炭素建築物新築等計画」を「住宅の部分の低炭素建築物新築等計画」に、「当該申請に係る住戸の数が別表第 1 の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額」を「第 2 号に規定する額（同号の規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号イ中「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては」を削り、同号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合

住宅以外の部分の床面積の合計が別表第 3 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。